

第2次石巻市総合計画後期基本計画策定支援業務仕様書

1 業務の名称

第2次石巻市総合計画後期基本計画策定支援業務

2 業務の目的

本市の最上位計画である「第2次石巻市総合計画前期基本計画」（以下「前期基本計画」という。）が令和7年度をもって計画期間満了となることから、令和8年度を始期とする「第2次石巻市総合計画後期基本計画」（以下「後期基本計画」という。）を策定する。

策定に当たっては、前期基本計画の検証結果を踏まえつつ、本市の抱える課題の整理、デジタル化の推進や社会情勢の変化への対応、多くのデータ収集や多様な分析を行う必要があることから、業務全般に関して高い専門性と豊富な経験がある事業者に策定支援業務を委託することにより、よりよい計画策定を目的とするもの。

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

後期基本計画策定に係る次の業務を行うものとする。なお、業務内容は石巻市総合計画審議会等での協議により内容の変更を行う場合がある。

(1) 後期基本計画の策定支援

庁内組織、外部組織等による意見を集約、取りまとめし、市の分野別個別計画や国・県の関連計画等との整合性に留意しながら、市関係課と連絡を密にして検討を進め、後期基本計画の構成設定・骨子案を作成し、検討素案を示す。

計画の構成は次のような内容とする。

ア 基本構想

本市の目指すまちづくりの方向や将来像を示し、その実現に向けた施策の大綱について明らかにする。

計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間。今回は策定不要。

イ 基本計画

基本構想で示した施策の大綱を推進するため、具体的な施策の展開とまちづくりの指標などを示すもの。

前期は令和3年度から令和7年度までの5年間（策定済み）、後期は令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

後期基本計画においては、前期基本計画の構成を基本的に踏襲する。

なお、前期基本計画においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体的に策定

しているが、後期基本計画においても同様にデジタル田園都市国家構想総合戦略と一体的に策定することとし、地方版総合戦略に必要な基本目標や重要業績評価指標（K P I）等の評価指標が網羅された内容とする。

なお、評価指標の設定に当たっては、ロジックモデルの構築をはじめ、各分野の個別計画との整合を図ることとする。

ウ 実施計画

基本計画で示した施策の展開について、具体的な実現手段を年度ごとに明らかにする。

計画期間は3年間で、毎年度見直しを行うローリング方式。本業務では策定不要。

(2) 石巻市総合計画審議会の運営支援（外部組織）

ア 審議会の会議運営に係る支援

なお、会議の形式は対面とオンラインの両方を兼ね備えたハイブリッド形式とする。

イ 会議への出席（助言、提言等）

ウ 関係資料の作成

エ 会議録の作成

(3) 議会説明等に係る資料の作成支援

(4) パブリック・コメントの実施支援

ア パブリック・コメント実施に関する計画案（素案）などの公表用資料の作成、市民等から寄せられた意見の分析、整理等、計画案への反映の支援を行う。

(5) 後期基本計画（詳細版・概要版）案の作成

計画書（詳細版・概要版）の最終印刷版の作成に向けた準備として、原稿案の作成、アウトライン及びレイアウトの提案を行う。

※計画書の印刷は含まない。

5 年度ごとの予定する業務

(1) 令和6年度

ア 後期基本計画の策定支援（後期基本計画中間案のとりまとめまで）

イ 石巻市総合計画審議会の運営支援（3回程度）

(2) 令和7年度

ア 後期基本計画の策定支援

イ 石巻市総合計画審議会の運営支援（1回程度）

- ウ 議会説明等に係る資料の作成支援（最終案）
- エ パブリック・コメントの実施支援
- オ 後期基本計画（詳細版・概要版）案の作成

6 再委託の禁止

受託者は、本業務を他の第三者に再委託又は請け負わせてはいけない。

なお、本業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、概要、再委託する内容等について、書面により本市の承諾を得ること。

7 打合せ及び議事録の作成

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は本市と十分な打合せを行い、進捗状況の報告、業務方針及び疑義事項の確認等を行い、その内容については受託者が都度、議事録を作成した上で本市に提出すること。

8 資料の管理

受託者は、本業務において本市から貸与される資料等について、資料等の破損、滅失及び盗難等の事故のないように取り扱い、使用後は速やかに返却すること。

9 成果品検査

受託者は、本業務の完了後本市の検査を受けるものとし、本市から本業務に適合しないとして修正の指示があった場合には、速やかに修正を行うものとする。

10 成果品等の管理及び帰属

本業務において使用及び作成した資料又は成果品は全て本市の帰属とし、受託者は本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複製、流用してはならない。成果品等の作成において他の個人・団体等の資料を引用又は転用する場合、受託者は著作権、その他法令上の権利等の調整を行い、その了承を得なければならない。

11 成果品

- (1) 業務完了届
- (2) 納入成果品一覧
- (3) 後期基本計画の計画書本編（案）
- (4) 後期基本計画の計画概要版（案）
- (5) その他業務上作成した資料一式

各々電子データ（電子記録媒体に保存）1部及びA4判カラー各10部を提出すること。

なお、電子データのファイル形式は、修正可能なM i c r o s o f t ワード、エクセル又はパワーポイントの形式で作成し、併せてP D Fデータを作成すること。

1 2 成果品提出先 石巻市復興企画部政策企画課

1 3 法令遵守

本業務を履行するに当たっては、石巻市契約規則をはじめとする各種関係法令・規則等を遵守すること。

1 4 暴力団等の排除

- (1) 受託者が、この契約の履行期間中に石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号。以下「排除要綱」という。）別表措置要件に該当するときは、契約を解除することができるものとする。
- (2) 受託者は、排除要綱の規定に基づく指名停止措置期間中の者及び石巻警察署長又は河北警察署長（以下「管轄警察署長」という。）から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を、石巻市が発注する建設工事等に係る下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人並びに資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）又は再受託者（再受託以降のすべての再受託者を含む。以下同じ。）としてはならない。
- (3) 受託者は、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を下請負人及び再受託者（以下「下請負人等」という。）としていた場合は、当該下請負人等との契約の解除を求めることがある。
- (4) 受託者は、この契約において、暴力団員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署長に通報及び捜査上必要な協力（以下「警察への通報等」という。）を行うこと。
- (5) 受託者は、(4)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書（石巻市が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第2第2号に定める別紙様式（石巻市ホームページに掲載））により委託業務担当課長に報告すること。
- (6) 受託者は、下請負人等に対しても、(4)及び(5)と同様の措置を指導すること。
- (7) 受託者又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、委託業務担当課長と協議を行うこと。
- (8) 市長は、受託者が(4)及び(5)の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。

1 5 留意事項

- (1) 受託者は、石巻市個人情報保護条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報その他

の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、業務にかかる最新の事例、情報等を収集し、業務への反映に努めること。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項で、業務実施上必要と認められる事項にあつては本市との協議を要するものとする。
- (4) 本仕様を示す各会議回数等については現時点での予定であり、実際と異なる場合がある。
- (5) 受注者は、本業務中に生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに発注者に報告し、最善の処理を行わなければならない。また、損害賠償の請求があつた場合には、受注者が自己の責任において一切を処理するものとする。
- (6) 業務の履行に当たり、十分な知識を有する者を配置すること。適切な実施体制、人員配置のもとで進めること。
- (7) 業務終了後において、受託者の責任に帰する理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補正その他の必要な措置を行うものとし、かかる経費は受託者の負担とする。
- (8) 本仕様で定めのない事項及び疑義を生じた場合は、本市と別途協議すること。

1 6 委託料の支払い

市は、各年度の委託業務の完了を確認した後、支払請求書を受理したときは、請求があつた日から起算して30日以内に年度毎に一括して委託料を支払うものとする。